

# 学校法人会計について

## 企業会計との違い

企業会計は営業活動の成績を損益計算であらわしてその年度の収益と費用を正しく捉え、事業状況を明確化すること収益力をより高めることを主たる目的としているのに対し、学校は公益性の高い非営利組織であるため、学校法人会計では教育研究活動を円滑に、かつ継続して遂行できているかどうかを捉えることを主眼としています。

営業活動の成績や財政状態を知って、より収益力を高めるために企業会計では、「損益計算書」、「貸借対照表」そして「キャッシュフロー計算書」が作成されます。

それに対して学校法人会計では、文部科学省令により定められた「学校法人会計基準」に基づき経理処理が行われますが、この基準には一般原則として 真実性の原則 複式簿記の原則 明瞭性の原則 継続性の原則があります。この原則に基づき「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」の各種計算書類を作成します。

## 計算書について

### ・資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにし、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出の顛末を明らかにするものです。

### ・事業活動収支計算書

当該会計年度中の事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにし、学校法人の経営状況を表すものです。

### ・貸借対照表

決算日（年度末）における資産、負債、基本金および収支差額を明らかにし、学校法人の財政状態を表すものです。

## 計算書の科目について

### 資金収支計算書に表れる主な科目

- ・ 学生生徒等納付金収入  
授業料、施設設備費、入学金等、学生から納入されるものです。収入のうち最も大きな割合を占めます。
- ・ 手数料収入  
入学検定料、試験料、証明書発行手数料などが含まれます
- ・ 寄付金収入  
個人や法人からの寄付です。使途が特定された特別寄付金、及び指定のない一般寄付金が含まれます。
- ・ 補助金収入  
国や地方公共団体などから交付される補助金です。
- ・ 資産売却収入  
不動産、有価証券などの固定資産の売却による収入をいいます。
- ・ 付随事業・収益事業収入  
学生寮収入、学生食堂収入、受託事業収入などが含まれます。
- ・ 受取利息・配当金収入  
預貯金や有価証券の利息、配当金などの収入です。
- ・ 雑収入  
学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入で施設の賃貸料収入などが含まれます。
- ・ 借入金収入  
学校債の発行や銀行等からの借入金による収入です。
- ・ 前受金収入  
翌年度分の学生生徒等納付金が当年度に納入された収入やその他の前受された収入をいいます。

- ・その他の収入

各種特定資産からの繰入収入や貸付金回収収入、預り金等です。

- ・資金調整勘定（資金収入調整勘定、資金支出調整勘定）

資金収支計算書には、期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金が含まれます。前年度以前や翌年度以降の収入・支出であるが当年度の活動に属するものです。

- ・人件費

専任教職員、非常勤講師などに支給する俸給、期末手当、その他の手当、所定福利費、役員報酬、退職金などです。

- ・教育研究経費

教育研究のために支出する経費をいいます。

- ・管理経費

総務・人事・経理業務や学生を募集するために支出する経費などで、教育研究以外のために支出する経費をいいます。

- ・施設関係支出

土地、建物、構築物、建設仮勘定などの支出をいいます。建物には附属する設備を含みます。建設仮勘定とは建物及び構築物等が完成するまでの支出をいい、完成後に該当する各科目に振り替えます。

- ・設備関係支出

教育研究用機器備品・その他の機器備品、図書、車両などの支出をいいます。

- ・資産運用支出

有価証券の購入、引当特定資産への繰入などの支出です。

- ・その他の支出

貸付金、仮払金等の上記支出以外の支出です。

事業活動収支計算書に表れる主な科目

教育活動収支

- ・学生生徒等納付金

資金収支計算書の説明をご参照下さい。

- ・手数料

資金収支計算書の説明をご参照下さい。

- ・寄付金

資金収支に現物寄付を加えた額（施設設備に係る寄付金・現物寄付を除く）です。

- ・経常費等補助金

施設設備補助金以外の補助金です。

- ・付随事業収入

学校法人の補助活動事業、附属事業および受託事業などからの収入です。

- ・雑収入

資金収支計算書の説明をご参照下さい。

- ・人件費

資金収支の人件費支出から退職金支出を除き、退職給与引当金繰入額を加えた額です。

- ・教育研究経費

資金収支の教育研究経費支出に減価償却額を加えた額です。

- ・管理経費

資金収支の管理経費支出に減価償却額を加えた額です。

- ・徴収不能額等

未収入金のうち将来徴収不能となるおそれのある額を一定の方法によって見積もって引き当てる額である徴収不能引当金繰入額および未収入金のうち徴収不能と判断した額である徴収不能額を含みます。

#### 教育活動外収支

- ・受取利息・配当金

資金収支計算書の説明をご参照下さい。

- ・その他の教育活動外収入

収益事業収入などです。

- ・借入金等利息

借入金の支払利息です。

#### 特別収支

- ・資産売却差額

不動産や有価証券などを売却し、その売却収入が帳簿価額を超える場合に、その差額を計上したものです。

- ・資産処分差額

資産を売却した代価が帳簿残高を下回った場合の差額や、資産を除却した際の除却額です。

- ・その他の特別支出

災害損失や過年度修正額(前年度以前の収入または支出の修正額で当年度の支出となるもの)などによる支出です。

#### 基本金組入額

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額です。この基本金の対象は、「学校法人会計基準」において、次の4つに分類し規定されています。

第1号基本金： 設立当初に取得した固定資産、並びに設立後新たな学校の設置、学部学科の増設、定員や実員の拡大による規模の拡大及び教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。

第2号基本金： 第1号の資産を将来取得するために充てる金銭その他の資産の額。

第3号基本金： 基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額。

第4号基本金： 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額。

#### 貸借対照表に表れる主な科目

- ・ 引当特定資産

施設の増設や改築、機器備品その他の設備の拡充や買い替え、退職金の支払いなど、将来の特定の支出に備えるために資金を留保した場合に設ける勘定科目です。このような資金留保は、経営方針に基づく長期的な資金計画によって実行されます。

- ・退職給与引当金

当該年度末に全教職員が退職した場合に支払われる退職金の見積額です。

- ・借入金

長期借入金： 返済期限が年度末後 1 年をこえて到来する借入金で、「固定負債」に計上します。

短期借入金： 返済期限が年度末後 1 年以内に到来する借入金で、「流動負債」に計上します。

- ・繰越収支差額

事業活動収支差額の累計額です。